

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に関する  
ご意見に対する考え方の作成方針(案)

平成15年12月26日から平成16年2月29日にかけて行なった「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)に関する意見募集については、以下の方針でお寄せいただいた主なご意見を類型化し、回答することとする。

意見の掲載に当たっては、代表例を取り上げるなど、適宜集約する。

意見の掲載に当たっては、賛成、反対意見の区分けをしない。

最終報告書の主要論点を網羅するように分類(主要論点1~6)

クローン人間産生に対する懸念、再生医療実現についての意見、ヒト胚の取扱いについての検討の進め方に対する意見が相当数見られるので、これについても主要論点に取り上げた。(主要論点7~9)

上記分類に含まれない代表的なご意見については、「その他」に分類。

回答は、生命倫理専門調査会の最終報告書取りまとめの検討内容に沿って作成する。

《主なご意見の概要とそれに対する考え方》

主要論点	主要論点についての意見の例 (意見に続く番号は、引用番号例)	ご意見に対する考え方
1. ヒト受精胚の倫理的な位置付けについて	受精胚も胎児も人に変わりはない。72 人はその受精の瞬間から個体としての人間。167,300,180,306, ヒト受精胚を用いた研究は殺人。247,272, 人になる可能性と現実の人とは全く別。22 死体や胚の尊厳とは、それらそのものを尊重するのではなく、人間が自分達を特別視するために、それに連なるモノに一定の付加価値を与えているだけではないか。49 胎児の扱いも視野に入れて検討すべき。49 倫理は不変ではない。49, 人権は現実の人のみにある。64, ヒト受精胚それ自体は人間として成長していない細胞であり、それが成長した場合とは異なる。99, 「人の生命の萌芽」と位置付け尊重されるべき存在とすることには異論なし。100,	

	<p>胎児よりも低い位置付けであるべき。153,  刑法上、胎児が人として認められていない  ことと、ヒト胚を「人の生命の萌芽」とする  立場には矛盾があり。196,  人間が人間である事を証明する方法は知能  のあるか無いかであり、知能が存在しないヒ  ト胚は人間だと言えない。203,  生まれてこないヒト胚を守るために、今生  きている人の命をないがしろにすることは、本  未転倒。291,  「人の生命の萌芽」では意味が不明確。何  をもって「人の尊厳」とし、これをいかにヒ  ト受精卵に与えるかが問題。101  生命科学は急速に進歩しているので、既存  の考えの軌道修正でなく、新たな視点からヒ  ト受精卵を位置付けなおす姿勢が必要。101,  倫理、哲学、宗教の面から反対180,200  ヒト胚に対しての尊厳を失えば、いずれ人間  に対しての尊厳も失い、巡り巡って好ましく  ない社会が到来。人間の一生は、受精の瞬間  から死まで一連のものとして考えることが最  も簡潔で自然。226  生殖補助医療でも最終的に子供を授けらな  かった自分達夫婦にとって、受精卵は「やっ  と授かった命の始まり」で「かけがえの無い  子供」の様な存在だった。252  ヒト受精卵の定義や位置付けから考えるの  ではなく、現在の社会で広く認められている  ものに拠り所を見出すべき。72  人間として倫理を重んじる必要がある。73  ヒト胚は簡単に取り扱いあってはいけない人の  萌芽であり、もっと国民の意見を聞き、マス  コミや自治体も意見交換会を行うべき。89  動物も人間も命の尊さは同じ。ヒト胚も研  究のために使えばよい。7  ヒト胚の研究に反対するのは、生命より自  分の宗教観や人生観を尊重しているだけで  ないか。26  ヒト受精卵はヒトの生命の萌芽だが、胎児</p>	
--	--	--

	<p>よりも低い位置付けの存在であり、ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる。153</p> <p>廃棄される余剰胚には抵抗感がなく、受精胚、クローン胚に対する作為には倫理的抵抗感を感じるというのは、感情的でおかしい。これらを同等に扱うべき。106</p> <p>難病等で苦しんでいる人達の声を聞けば、ヒト胚研究に反対できないはず。112</p> <p>ヒト胚研究には倫理的問題はない。115,217</p>	
<p>2. ヒト受精胚の研究目的の作成・利用について</p>	<p>滅失、毀損する前提でヒト胚を作成することは、ヒトの道具化につながる。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。83,</p> <p>ES細胞、クローン胚の研究は動物で行うことによる知識・技術でES細胞を使用しない再生医療が実現するはず。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。130,</p> <p>人間が生命を支配できれば、「神の存在意義=人間の創造」がなりたたなくなる。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。210,</p> <p>「生命の萌芽」を実験材料として使うことに反対。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。219,</p> <p>何のためヒト胚を研究に用いるのか、何故余剰胚を研究利用してよいのか、説明が不十分。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。249,</p> <p>研究を認める疾患名を特定・限定するのは、研究に大きな制約を課すことになるため、反対。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認める。95,</p> <p>「よほどの場合」に限定して認めるべき。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認める。103,</p> <p>中間報告書の考え方は妥当。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認める。153,</p>	

	<p>医学の発展に犠牲が伴うのは必然。ES細胞を利用する治療法が実現できたとき、失われた犠牲に匹敵するほどの人々が救われる。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認める。212,</p> <p>使用される受精卵は決して無駄になるわけではない。誰かの体の一部になり、その人の命の一部として生きることが出来るなら、それは逆にとてもいいこと。ヒト受精胚の研究目的の作成・利用を認める。298,</p> <p>研究目的でのヒト胚の作成は、すべて原則禁止とすべき。クローン技術規制法は、原則禁止の許可制とすべき。189</p> <p>ヒト受精胚の研究利用は余剰胚に限定すべきだが、人クローン胚の作成は容認。126</p>	
<p>3. 人クローン胚の倫理的な位置付けについて</p>	<p>ヒトになり得る存在としてヒト受精胚と同等で、胎児とも同等。人クローン胚の地位は人と同じ。83</p> <p>ヒト受精胚と同じとみるべき。人クローン胚の地位は人に劣る。153</p>	
<p>4. 人クローン胚の研究目的の作成・利用について</p>	<p>自然に反した方法でヒト胚を作ることは人間の踏み込むべき領域ではない。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。83</p> <p>社会の理解が科学に追いついていない。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。85,</p> <p>余剰胚から樹立したES細胞を研究すれば十分。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。164,</p> <p>「最終的には殺される運命の生命を作り出す」ことに相当するので、現時点では禁止されるべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。208,</p> <p>研究はやがてクローン人間をもたらす、差別や奴隷化をもたらす危険。少しの利益のために多くの危険をはらむことに巨額の資金を投じるべきではない。人クローン胚の研究目</p>	

	<p>的の作成・利用を認めるべきではない。237,</p> <p>人クローン胚はヒト受精卵と大きく異なることが指摘されており、人クローン胚で研究しなければ分からない問題が医学研究には多い。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。95,</p> <p>「よほどの場合」に限定して認めるべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。103,</p> <p>既にクローン人間の法律による禁止がなされている日本では、余剰卵を利用するのであれば、核移植による特定胚の作成も許されるのではないか。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。131,</p> <p>ヒト受精卵の研究が十分に進んでから人クローン胚の研究を進めるのでは、時間のロスが大きい。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。174,</p> <p>クローン技術規制法制度前後の議論を踏まえ、人クローン胚の作成を解禁すべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。204,</p> <p>関連する分野の研究者の倫理的意識が低い現状で、人クローン胚の作成を許すべきでない。155</p> <p>余剰胚の使用は容認しても、ヒト受精卵や人クローン胚の作は、「最終的には殺される運命の生命を作り出す」反対。83,208,219</p> <p>研究目的でのヒト胚の作成は、すべて原則禁止とすべき。クローン技術規制法は、原則禁止の許可制とすべき。189</p> <p>ヒト受精卵の研究利用は余剰胚に限定すべきだが、人クローン胚の作成は容認。126</p> <p>クローン技術規制法制度前後の議論を踏まえ、人クローン胚の作成を解禁すべき。204</p>	
5・女性の保護について	<p>以前、受精卵の研究への提供を依頼するビデオを見たことがあるが、とても誘導的に感じた。252</p> <p>未受精卵が採取される生殖医療の現場には</p>	

	<p>数々の問題。採卵後の処理や、余剰胚の処分の透明性の問題等、不妊で悩む女性の心情が尊重されているとは言えない。280</p> <p>精子・卵子・胚の提供者の立場を検討しないままに、胚の作成・研究を認めることはできない。262</p> <p>卵子の凍結は安定した技術ではないので、研究のための未受精卵の採取の問題を考えるべき。また、生殖補助医療の現場で採取が行われることも考えられるが、現場の実態には多くの問題がある。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。280,</p> <p>人クローン胚の作成に用いる未受精卵の提供についても詳細に議論して報告すべき。102,</p> <p>卵子提供者には報酬を出すべき。259</p>	
<p>6 . 枠組み整備の在り方について</p>	<p>ヒト胚研究の悪用禁止の法律整備が必要。法律で規制すべき。9,87,</p> <p>研究を止めるのではなく、研究を進めながら悪用防止のための規制を行うべき。法律で規制すべき。17,42,</p> <p>研究は自由に進めさせつつ、ヒト胚の管理・監視を行う法制を整備すべき。法律で規制すべき。24,</p> <p>中絶の取扱い等の現行法制度の現実を直視した法制度を考えてほしい。法律で規制すべき。54,</p> <p>研究の自由も公共の福祉の制限があり、十分な理由があれば法律による規制もやむを得ない。その際、人の尊厳と研究の自由の調整が必要。法律で規制すべき。85,</p> <p>専門家集団の自己規制は、卵子の提供や着床前診断等の学会指針違反で既に破綻。法律で規制すべき。112,</p> <p>人の命の萌芽の保護の規制は、基本部分は法律で定めるべき。但し、詳細部分はガイドラインでもよい。法律で規制すべき。103,135,</p> <p>人クローン胚の作成には、公的な資格制度を考えるべき。法律で規制すべき。106,</p>	

	<p>各研究所への常駐の監査委員の設置も含めた厳格な枠組みが必要。法律で規制すべき。153,</p> <p>ヒト胚の研究利用に賛成だが、提供者の承諾を得て、研究者や医師が命の重さを感じ、重要なものとして胚を扱うべく、国際的な法律や規制を定めるべき。法律で規制すべき。216,</p> <p>ヒト胚を扱うについて、ある程度のガイドラインは必要。ガイドラインで規制すべき。50</p> <p>国民的議論を尽くしてガイドラインを策定すべき。ガイドラインで規制すべき。72,</p> <p>研究を停滞させるような事件や事故が起こらないよう、ある程度の拘束力を持ったガイドラインが必要。ガイドラインで規制すべき。72,</p> <p>当面はガイドラインで対応（後に法制化）、ガイドラインで規制すべき。97,</p> <p>中間報告書は、国のガイドラインについて特段の不都合は確認されていないとしている。また、ヒト受精卵の人の生命の萌芽としての地位は、クローン技術規制法制度時に既に明らかであることもあり、ヒト受精卵について新たに規制法令等を定める利益はない。ガイドラインで規制すべき。236,</p> <p>（クローン胚はクローン人間防止のために法律の規制が必要だが）受精卵や胚性幹細胞についてはその時代に適するようやや弾力的運用もできる行政的指針が妥当する。ガイドラインで規制すべき。257,</p> <p>科学の進歩を地球の脅威にしないための規制と厳格な監視が必要。20,</p> <p>「生命を大切にする」「個人を大切にする」ためのルールは不可欠 22,</p> <p>ヒト胚研究について、独立した研究の審査機関が必要。103,</p> <p>法規制に反対。研究者の自主規制と第三者による倫理委員会のチェックで研究の倫理性</p>	
--	---	--

	<p>は確保可能。119,</p> <p>法規制かガイドラインで厳しく規制154,</p> <p>生命倫理に関する独立した検討組織は、何らかの具体的な結論を導くものとはならないかもしれないが、研究者と非研究者の相互理解のきっかけとなるため、設置する価値がある。独立検討組織の必要性。101,</p> <p>人類は再生医療の技術に手を出すべきではない。5</p> <p>人の生命の萌芽である胚は人の尊厳と深くかかわるため、研究の自由との調整からヒト胚研究を制限すべき。85</p> <p>ヒト胚研究を担当する政府の特別の機関を設け、そこで働く研究者は研究に携わる資格について審査を受けることとするのはどうか。89</p> <p>生殖補助医療については、産科婦人科学会の会告に代えて、法律による規制の枠組みを作るべき。135</p> <p>政府の適切な監視の下で研究を進めるべき。36,39,54他</p> <p>研究を最大限推進しつつ、人の尊厳を保つ法的枠組みが必要。87</p> <p>研究開始時には、インフォームド・コンセントは必須。個人情報保護に万全を尽くす必要。研究目的で新たに胚を作成し使用する場合は、原始線条形成までに限定すべき。257</p> <p>研究の成果等は公的機関が管理し、卵子や研究成果が営利団体に譲渡、売買されないようにすべき。260</p> <p>何らかの罰則を伴う法制度が必要。法律で規制すべき。88</p>	
<p>7. クローン人間産生への懸念について</p>	<p>クローン個体産生の危険がある。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべきではない。85,</p> <p>クローン人間防止のため、極刑も含む法体系の構築が必要。法律で規制すべき。106,</p> <p>研究はやがてクローン人間をもたらす、差別や奴隷化をもたらす危険。少しの利益のた</p>	



	<p>めに多くの危険をはらむことに巨額の資金を投じるべきではない。237</p>	
<p>8．再生医療実現に向けた研究の是非について（何由来のES細胞を使うべきか、体性幹細胞を使うべきか等、研究材料の是非についても含む。）</p>	<p>ES細胞には全能性があり、胚に分化する可能性。人ES細胞研究に反対。84，人体への悪影響が心配。また、倫理的、宗教的視点からみて賛成できない。人ES細胞研究に反対。179，これに伴う社会的問題に対応できない。ヒト胚が利益の対象になるおそれがある。人ES細胞研究に反対。185，ヒトES細胞の研究に反対。184,185再生医療の軍事利用が心配。5不妊治療における受精卵の扱いでさえ問題が起きているのに、臓器を作るとなると、もっと難題が出るおそれがある。53体細胞による再生医療の研究を進めるべき。187,306ヒト胚を研究に用いる理由の説明が不十分。249,302これまでの実験は、クローン胚からのES細胞の樹立が困難で、事実上、現時点では不可能であること示している。293重要な倫理的判断事項について、無記名のアンケートに基づき、「大多数」という、価値判断を誘導する記述をしたことは不公正。266どこまで研究が進めば動物実験で人への応用の安全性が確認されたことになるのか、また、どこまで研究が進んでいるので安全が確認されているといえるのか、明示してほしい。88ヒト胚研究は社会にとって有用だが、もっと動物実験を続け、有用性が確認されてから容認するかを決めるべき。91この問題の学際性を意識して取り組む必要。101再生医療については体性幹細胞の研究に力を入れるべき。201難病患者の方に明日にでも治るような、中</p>	

	<p>途半端に希望を与えるような発言・意見発表は慎むべき。265</p> <p>臓器移植の定着しがたい日本の現状に照らして、「自家ES細胞」樹立のための「人クローン胚」研究の完全否定はできない。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。248,</p> <p>ヒトと動物の間には大きな壁がある。動物で有効性・安全性が確認できても、ヒトでは確認できない場合も多いため、今すぐ、ヒト受精卵及び人クローン胚の作成を認め、これらを用いた研究を開始するべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。259,</p> <p>「あらゆる病気は治すことができる」という理解を多くの人々が持てる社会環境を醸成する必要。そのためには、この分野の研究への規制はできるだけ行わないのが適当。人クローン胚の研究目的の作成・利用を認めるべき。278</p> <p>病気の多くはその人の管理不十分が原因。先天性の病気もその人の運命。医療もどこかでストップをかけるべき。53</p> <p>技術の進歩による（再生医療等の）恩恵に期待。77,78,81,104,109,113,125 他</p> <p>臓器移植よりは、再生医療の方が良い。8,248</p> <p>兵器等の殺人技術には鈍感なのに、人の命を救う技術である再生医療に敏感に反応して反対するのはおかしい。8,57,58</p> <p>日本がヒト胚の研究を進めることは国益にかなう。12,117</p> <p>再生医療を必要としている人達を放置する方が、生命倫理上もおかしい。42</p> <p>動物とヒトは完全に同じではない。不必要な動物実験を求めず、ヒト胚の研究を行う必要。119,259</p> <p>現在の生殖補助医療の実施体制では、不必要な「研究目的の人胚作成」を防ぐことができない。266</p>	
--	--	--

	<p>研究の後の商業的なアプローチの問題を解決してから研究を進めるべき。2</p> <p>再生医療は経済活性化の施策であるため、ヒト胚が特許や利潤を得るための「材料」とされることの是非について検討すべき。262</p> <p>医学の発展に犠牲が伴うのは当然。212</p> <p>現在日本では、18歳未満の人からの心臓提供が認めず、海外に渡って移植を受けている。</p> <p>10</p>	
<p>9. 検討の進め方について</p>	<p>まだ十分に議論がつくされていないので、今後も議論をつくすべき。ヒト受精卵の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。91,</p> <p>ヒト胚を用いた再生医療の可能性を具体的に数値で示してほしい。ヒト受精卵の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。102,</p> <p>死生観という価値観の次元で、公共政策よりも包括的な視座から問題を問い直せるような総合的な議論をできないか。ヒト受精卵の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。143,</p> <p>ES細胞が培養過程で腫瘍(ガン)細胞化してしまうことが多い現状で、研究の論理で考えても、まだまだ、「余剰受精卵」を使った分化の制御の基礎研究の段階ではないか。ヒト受精卵の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。201,</p> <p>報告書は、ほぼ有用性のみを判断基準に作成の是非を決めており安易。現状の情報公開とその上での社会的検討が必要。ヒト受精卵の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。262,</p> <p>ヒト胚研究が当然に学問の自由によって保障されるとするのは疑問があり、検討すべき。また、研究目的でのヒト胚の作成の規制は、同じ人の生命の萌芽である特定胚の規制と同じ規制形式であるべき。ヒト受精卵の研究目的の作成・利用について議論を続けることを</p>	

	<p>求める。273,</p> <p>モラトリアムに賛成。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。135,153</p> <p>政府組織から独立した恒常的な機関、例えば総理直属の生命倫理委員会を設置して検討を行うべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。191,</p> <p>中間報告書に示された人クローン胚を認める考え方は、旧ヒト胚小委員会の報告書の考え方と異なるようであり、そのような考え方に至った具体的根拠を示してほしい。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。236,</p> <p>未受精卵の提供者の立場を検討すべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。262,</p> <p>実際に治療に使われる際には、経済原理を排除した枠組みがないと、一部のお金持ちだけが受けられる医療になるのではないか。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。267,</p> <p>クローン技術規制法が特定胚の作成自体の禁止を予定しているかには疑義があり、この点を明らかにすべき。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。273,</p> <p>議事録を全て読んで、委員が真剣に議論していることが良くわかったので、もっと議論を続けたらどうか。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。279,</p> <p>世界的にも人クローン胚の作成を認めていない国が多いにもかかわらず、それを認める根拠に乏しい。人クローン胚の研究目的の作成・利用について議論を続けることを求める。282,</p> <p>科学技術を推進する総合科学技術会議によ</p>	
--	---	--

	<p>る制度設計への提言は、利益相反を排除し得ない。異なる検討の場を設けるべき。266</p> <p>議論が不十分なまま、拙速に最終報告書がまとめられることを危惧。102,194,195</p> <p>報告書からは科学者の性急さと市場経済優先しか読み取れない。ドイツ議会付置の委員会のようにもっと慎重に議論すべき。160</p> <p>一般からからの意見を踏まえて十分に検討して最終報告を作成し、再度パブリックコメントを行うべき。164</p> <p>ヒト胚の取扱いという重大な問題に関して、決して最終的な結論を急がず、人の生命の尊厳に基づき、より慎重な検討を要望。167</p> <p>検討方法やパブリックコメントの在り方が、国民的合意形成のプロセスのあるべき姿からみて、不適切。198</p> <p>報告書の「委員の大多数の見解」等の整理は今後の議論をミスリードする恐れがある。227</p> <p>クローン技術規制法附則第2条の期限に縛られるべきではない。法律違反の可能性はあるが、議論の経緯から鑑みても止むを得ない状況であり、合理性は十分に存在する。むしろ、このような複雑かつ重要な問題に対して拙速に議論を取りまとめれば、将来に大きな禍根を残すのではないか。236</p> <p>中間報告書を手直ししただけの最終報告書で終わりにせず、小規模のタウンミーティングなどを繰り返し、当事者や市民も交えた議論を行ってほしい。268</p> <p>前会長から「専門家以外のキー・パーソンの方の意見というのやっぱ聞く機会を作らないといけない」との発言があったが、そのような機会は設けられていない。281</p>	
--	---	--

<p>その他</p>	<p>着床前診断の是非について</p> <p>第1子から認められるべき。着床前診断は認められるべきである。22,</p> <p>厳しい規制を行うべきではない。もし規制を厳しくするなら、障害者が生まれた場合の負担を国が負う体性を整備すべき。着床前診断は認められるべきである。119,</p> <p>異常がなくても異常ありとして「中絶」されることもある。ひとたび容認すれば、対象領域は際限なく広がる。着床前診断は認められない。84,</p> <p>障害を理由に着床前診断等で差別・選別されるのは許しがたい。ひとたび容認すれば、対象領域は際限なく広がる。着床前診断は認められない。147,</p> <p>着床前診断は生命の価値による選択にほかならない。ひとたび容認すれば、対象領域は際限なく広がる。着床前診断は認められない。280,</p> <p>個々人の価値観に基づいて選択する予定を残すべき。1,</p> <p>「極めて重篤な遺伝性疾患」の因子があるヒト受精卵の排除が優性主義につながらないとする根拠を示すべき。また、親が着床前診断を受けることを幸福追求権とする根拠も示すべき。102,</p> <p>ヒト胚の取り扱いとは独立した問題として、出生前診断・選択的中絶と合わせて関係学会や当事者も含めた徹底審議が必要。223,</p> <p>「極めて重篤な遺伝性疾患のヒト受精卵の選別」が何故優性主義につながらないのか、疑問。238,</p> <p>着床前診断については、調査会における実質的な検討が不足。238,266,</p> <p>着床前診断に反対。147</p> <p>着床前診断については、検討不足。266</p> <p>着床前診断について議論が不十分。</p> <p>189,207,223</p>	
------------	--	--

	<p>「着床前診断がヒト胚分割胚にあたるのか」という問題が放置されたままである。281</p> <p>研究を進めるべき</p> <p>科学の進歩にブレーキをかけるべきではない。38,69,70,104,116,121,230 他</p> <p>科学はいつも中立であり、使う人次第。研究を禁止すべきでない。</p> <p>8,9,11,15,16,17,32,36,56,59,86,123 他</p> <p>ヒト胚研究をすすめれば、多くの人々が救われる。</p> <p>12,13,14,17,18,19,21,23,25,,42,43,44,50,62,63,67,79,80,100,110,117,118 他</p> <p>科学の進歩は当初は多くの人々から違和感をもって受け止められるもの。</p> <p>13,20,23,33,59,60,65,100 他</p> <p>世論の形成を待たず、勇気を持って自由で先進的な技術開発を進めるべき。24</p> <p>生きている人々の幸福追求権を守るため、ヒト胚を利用することも認められるべき。</p> <p>41,64,291 他</p> <p>人を救う技術に制限をすべきではない。</p> <p>28,31,35,39,45,58,60,100, 他</p> <p>科学の進歩がなければ、人類の未来はない。</p> <p>68,105</p> <p>科学技術の進歩の賛否を議論するのは無意味。69</p> <p>倫理的な議論を待たず、研究を進めるべき</p> <p>93,97</p> <p>人の生命現象の解明のために、研究を進めるべき。96</p> <p>病から救って欲しい。</p> <p>(自分又は身内を) 病や障害の苦しみから助けてほしい。</p> <p>4,26,28,30,47,48,51,52,98,99,139,140,145,148,149,161,205,212,225 他</p>
	<p>生命倫理専門調査会が、研究推進という結論ありきではないか、不安であり、この問題</p>

は、報告書の信頼性に関わる重大な問題。102

報告書の結論のポイント、特に、これまでの指針等の方針とどこが、何故、どのように変わったのかが一目でわかるよう、最初に要約を付けるべき。また、付録は最小限に絞り、脚注の形で入れるべき。102,

中間報告書で委員の「大多数」、「多数」等となるが、人数や氏名を明らかにすべき。102

中間報告書を評価。135

宗教からの基本的立場は、公的規制等を直接的に表明するのではなく、その宗教の教理から人々の生命観・死生観に訴え、反省を促すもの。143

審議の継続を望むが6月に最終報告書ということならば、ひとまず法ですべて禁止すべき。279

「愛」に基づいて決定してほしい。新技術が人類を幸福にし得るのであれば、大いに研究してほしい。40

倫理は時代とともに変わるもの。66,100

倫理の前に人を救うことを考えるべき。67  
倫理は個人が独自に持つ倫理観から構築されるものであり、倫理的議論から規制を作るのは現実的でない。90

難病患者の救済のために研究を進めるべきだが、きちんとした議論がされているかどうかは気になる。94

ヒト胚の研究利用があたかもパンドラの箱を開けるかのような議論には疑問。95

ヒト胚の研究成果が社会的に役立つよう促進する生命倫理を確立してほしい。96

抽象的な倫理観を人の生命よりも優先するのは本末転倒。100

受精卵を活用すれば、誰かの命の一部として生きるので、無駄になるわけではない。291

シンポジウムで、はぐらかすような回答しなかったケースがあったのは残念。112

クローン人間を容認すべき。

3,29,55,120,141,他



クローン技術規制法に反対。75  
我が国においても代理母を容認すべき。3  
中間報告書を評価する。6  
創造主のことや我々と霊界の関係を知った  
上で研究を進めるべき。71  
早急に結論を出してほしい。107  
生命倫理専門調査会に、ヒト胚に関する専  
門的な内容を理解できない委員が含まれてい  
るのが残念。162  
「尊厳」は価値の衡量を認めない概念であ  
り、「尊重」と混同すべきではない。160  
「難病のために」と言えば、難病でないと  
された疾患に悩む患者は反感を抱き、難病と  
された疾患の患者には、自分たちの疾患をヒ  
ト胚研究是認の言い訳に利用しないでほしい  
と思う向きも出るだろう。289  
非科学的なカトリックの教えに影響を受け  
た国の政策に同調すべきでない。67,100  
人類の生活レベルの向上は、常に非倫理的  
と思われる発明やアクションから始まってい  
ることを重視すべき。28  
研究推進を担う総合科学技術会議とは別  
に、生命倫理委員会を設置すべき。143,191  
体外受精の成功率が各段に上がり、余剰胚  
の供給が不足したらどうするのか、検討すべ  
き。72  
社会を置き去りにした専門家による医療技  
術の暴走に反対。84